

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷十第

行發日一月四年九正大

## 論 說

勞賃の經濟的及び道德的性質(一)……………法學博士 田島 錦治

酒の政府專賣と公益……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(三)……………文學博士 三浦 周行

明治の米價調節(六)……………法學士 本庄榮治郎

經濟學不進歩の原因に就きて……………法學士 石川 興二

所得稅均等負擔の理想と實現(二完)法學士 汐見 三郎

## 時事問題

現代方便生活と社會の問題……………法學博士 戸田 海市

## 雜 錄

戰後の獨逸の勞働市場……………法學博士 山本美越乃

諸國行政統計書の梗概(一)……………法學博士 財部 靜治

手形交換所制度論(二)……………法學士 大森 研造

# 明治の米價調節 (六)

本庄榮治郎

## 三、二十三年の米況。

十九年一月政府紙幣の正貨交換開始せらるゝや、財界の基礎漸次確定し、經濟界漸く順調に復したるが、この時に當り米價は十八年以來の豐作増産のため供給餘りあり且備荒儲蓄としての時米の賣拂もありて米價下落したるが、十九年以來の好況の半面には公債株券化したる資金の漸く固定せられて反動來を思はしめ、二十年來殊に企業勃興の勢ありしが、それ等多くの事業中には堅實ならざるもの少からず、所謂泡沫會社の破綻となり、偶々銀塊相場の騰貴につれて貿易上の反動時代は頻りに輸入を超過せしめ、曩の好景氣はいつしか沈衰の狀となり、所謂二十三年の恐慌を生したるものなるが、この間にありて米價は却て奔騰して米價引下の方策を講せざるを得ざりし也。詳言すれば米價は廿二年九月以後や、騰貴の勢を示したるが、廿三年二月以後益奔騰し、六月には遂に十圓八十五錢を示すに至れり。蓋十九年以來連年三千七百萬石乃至三千九百萬石の産額を擧げたる

米 産 額	石
十六年	三〇、六七一、四九二
十七年	二六、三四九、八八三
十八年	三四、一五八、一六九
十九年	三七、一九一、四二四
二十年	三九、九九九、一九九
廿一年	三八、六四五、五八三
廿二年	三三、〇〇七、五六六
廿三年	四三、〇三七、八〇九

6) 明治金融史 70-73 頁 米界資料 II4 頁以下 米相場考 米價變動史 明治年間 米價調節沿革史 參考書

米穀が廿二年には僅かに廿二年には三千三百万石に過ぎず、前年と比し五百六十餘萬石既往三ヶ年平均實收高に比し五百六十萬石の減收を示し、且麥作の如きも同様從來千五六百萬石の産額ありしものが、廿二年には一千万石餘に過ぎざる凶作なりしたため、これ等の不作尻を受けたる廿三年上半期に於ては米價は上述の如く漸次騰貴するに至りしなり。かくて米價騰貴のため細民の困窮するもの多く或は米商の買方を狙撃せんとするあり。又各地に一揆起りて米商富豪を脅すものあるに至り、朝野共に之れか救済のことに腐心せりといふ。新潟に於て貧民の暴動を恐れ米穀の津留をなしたるも亦このときのことと屬す。

#### 四、廿三年の調節策

一、外米輸入拂下。常平局廢止後存したる各種儲蓄米制度は上述の如く明治二十三年三月までにすべて廢止せられ、從て政府の米穀出納は既に閉鎖せられたる處なるが、今や米價の騰貴日に甚しくして世上各地に不穩の狀あり。民間有志の者金穀を醸出して救済の一端に充つるの有様なりしを以て政府亦袖手傍觀する能はず、之れか調節に力むるに至りしが、準備金の運用は既に廢止せられたる後なるを以て特別法を設けて中央備荒儲蓄金を以て米穀購入の資金に充つることを得せしめ、外國米を購入して民間に拂下くることとなしたり。

政府は始め四百九十三萬七千五百圓を支出して玄米四十八萬五千石(一石六圓五)白米十五萬石(一石

7) 明治財政史第十卷 863-4-871 頁  
明治年間米價調節沿革史 182-190 頁

八圓) 及粃十八萬石(一石三圓二) 合計八十一萬五千石を購入せんとする計畫なりしも種々の事情に制せられて之を實行する能はず、五月十八日より七月二十五日迄凡そ七十日間に亘りてラングーン白米バセイソ、玄米西貢、玄米及モルメン、玄米等を輸入し、東京大阪兵庫の三米廩に貯藏したるが、その額、玄米并に精白米總計三十三萬七千六百石餘(四八二、三五四袋)とす。この輸入米は六月六日先づ東京淺草米廩に於て白米五千袋の公賣に付したるが、米廩に蝟集せし者無慮千餘名の多數に上り雜沓を極めたりといふ。而して大阪兵庫に於ても公賣を行ひ、二十四年三月に至るまでに東京にて十五萬六千八百四石餘(白米) 大阪にて十一萬五千三百六十二石(白米) 兵庫にて五萬九千三百九十石(玄米) 合計三十三萬一千二百〇四石餘(一、七八一、三〇〇圓餘)を拂下けたるが、政府は差引三十四萬六千九百〇三圓(一割六分二)の損失を負担したるものなり。

(註) 政府の外米拂下は右の如くなるが、民間に於ても米價一層の騰貴を豫期して外國米を輸入せる者多く、彼等は政府が外米拂下に着手し、市價に影響を及ぼすを見るや大に困惑し、三井物産會社社長益田孝、大阪の商人阿部彦太郎及び藤本清兵衛三名の連署を以て明治二十三年八月官米拂下中止の歎願書を提出せしも政府に於ては勿論聽許せざりしといふ。

二、外米代用<sup>8)</sup> 政府は米價引下の一策として定期市場に外國米の受渡代用をなさしめんとしたり、その理由については、曩に外國米購入の議を内閣に提議したる松方大藏大臣が更に岩村農商務大臣に對し協議したる文書に云ふ所を見るに

『證據金は法律の制限以外に在りて買方買得の米數を直に證據金に代用するを許し、且つ建米は全國中屈指の上米の票本を以て

8) 明治年間米價調節沿革史 191 頁  
9) 明治年間米價調節沿革史 191-194 頁 米相場考 米界資料 117 頁

し、呼價を上騰せしめ、數多格違差金を生ぜしめ、下等品米の取引を市場に攪斥する等、其他現米受渡上に於て買方に便宜を與へ賣方をして不便を感じしむるの條項も、有之候より、益々騰貴の傾向を來さしめたる實蹟も、相聞候由、若し前半米作豐熟に際し、海外輸出米價獎勵の方略に出たる由に付、方今の場合却て海外輸入を仰がざるを得ざる時に臨み、之を堅守するは得策に無之に付右等の條々は改正せしめて證據金は法律の範圍内に制限し、賣買價格相當に差入せしめ、買方をして米價を代用せしむるを止め、建米、米、品等を市場普通の供給米に改正し、尙且海外輸入米中現時已に市場の供給に相應のラングーン西貢朝鮮米等をして相當の割合を定め會所の取引に供せしむるときは海外の市價に連れ、内地の米價低落し、需用に隨て供給を得、價格平準して需用米潤澤致すべくに付、受渡米は内國産に限るの明文を削除せしめ、若供給の度需用に不足を生ずるの憂あるか又は輸入米商の占賣を爲すの怖れめる場合に於ては市場狀況を斟酌し當省儲蓄海外輸入米を公賣し、價格の平準を努めて維持せしむるときは細民救済の道を貫徹すべきとの意見に有之』云々。

かくて農商務省は二等の建米を三等となし、外國米をも掛米に用ゆることを堂島米商會所に勸告する所ありしも、容易に承服せざりしにより、四月二十一日堂島米商會所申合規則の認可を取消し、新に申合規則を制定せしめ漸く五月一日發會七月限り建米を三等とし、外米代用を實施することとせり、(四月二  
十八日) 而して東京は四月二十日大阪に先んじて申合規則を改正し、其他各地の米商會所も亦悉く之に倣ひて申合規則を改正したり。

\* \* \* \* \*

以上の如く二十三年には外米拂下、外米代用等の方法用ひられたるものなるか、外米代用は二圓八十錢の格下にて行ふものにして、内國米とは四五圓の差あるため期米の昂騰を阻止し得たる

に過ぎず未だ多くの効果なかりしが、政府及び民間の外米輸入甚だ多く(二十二年一、七三〇石、二十三年一、九三〇、五六九石)、  
續々これか拂下げありしと、本年の順氣は初め必ずしも良好ならず八月にも數度の暴風雨ありて  
前途を氣遣ふもの少からさりしが、幸にも、秋收の狀況は明治初年以來の大豊作にてその額實に  
四千三百〇三萬七千石に上りし爲め流石の米價も其高値を保つ能はず六月の十圓八十五錢を最高  
として七月十圓六十錢、八月十圓四十九錢となり、九月九圓三十四錢に下り、十月には八圓二十  
二錢と下落一方にして十二月七圓四十七錢に暴落せり。即ち六月より行はれたる外米の拂下は秋  
納と相俟ちて多少の効果を擧げたるものといふべき歟。<sup>10)</sup>

#### 五、三十一年の外米代用<sup>11)</sup>

二十四年以後米價は概して漸騰の形勢を示し二十四年には平均七圓四錢、二十五年には七圓二  
十四錢、二十六年には七圓三十八錢なりしが、二十七八年には八圓八九十錢となり、二十九年九  
月以降十圓臺以上に上り、三十年には更に奔騰して十一月、十三圓九十三錢となれり。蓋戦後の  
好景氣は事業の勃興、通貨の膨脹を生し、物價一般に騰貴し、米價の如きは剩へこの年凶作なり  
しかば遂にこの奔騰を見たるなり、政府は三十一年一月外米の定期代用を強制し、米價を緩和せ  
んとせしもこの方法は多少定期市場に壓迫を與へ、自然その步調を一變せんとしたるに止まり、  
正米の市況を變するたけの方なく、且却て内國米の集散を妨ぐるの弊ありしが如し。秋に至りて  
豊作の見込ありしと、財界の反動時期に入れるため、十二月には九圓八十一錢となり、三十二年

10) 米界資料 米價變動史

11) 米界資料 117-121 頁 133 頁

秋に至るまで九圓臺を維持したり。

(註) 其後の米況と外米輸入について。日清戦後の好景氣の反動のため經濟界は三十二年頃より沈衰状態に入りしが、漸く三十六年頃に至りて一般に順境に入れり。米價は三十四年には前年の米實收不足の爲め、諸物價に反して騰貴したるが、三十五年には關東三陸大凶作のこゝろあり、翌三十六年には去年の大凶作に只さへ騰貴せんとする矢先き、此年麥減收のため米價は三十五年八月以後十四圓臺となりしもの、三十六年には十五圓臺に上り最高七月十五圓五十二錢に達せり。此年外米の輸入せらるゝもの甚だ多く四百八十萬石以上に上り、且本年の天候回復し豐作なりしたため十二月には遂に十二圓五十七錢に下落するに至れり。これより前、代米輸入は三十二年に四百六十萬石の巨額を算したる後は一變して三十二年乃至三十五年には六百六十萬石乃至百八十萬石餘に過ぎざりき。然るに三十六年に入りて前記の如く激増したるものなるが、三十七年には更に五百八十九萬餘石、三十八年には四百六十三萬餘石の輸入あり。三十七年の輸入激増は蓋し非常特別稅法施行の結果、七月より實施の米稅輸入税(從價一割五分)に對する見越輸入を爲したるに依る。而してこの年は空前の大豐作にして五千四百四十餘萬石の實收あり、且右の外米の輸入ありて、尙且米價の十三圓臺を維持したるは全く戰爭のため軍需品として買上げられ戰爭入氣の作用に依る所少からずといふ。以上の外米輸入は何れも政府が米價調節策として行ひしものに非ず、三十六年の如きは其の結果に於ては米價を調節し得たるものなるも、而も之れを以て米價調節策となすを得ざる也。蓋所謂米價調節なるものは爲政者が之れを目的として行ふ所の政策を指すものにして商人の營利的行動を指すものに非れば也。<sup>12)</sup>

外米輸入高

二十八年	六七四、一四一
二十九年	七四四、八〇一
三十年	二、五二〇、五五八
三十一年	四、六七八、五〇一
三十二年	六六〇、二三七
三十三年	九一四、七九二
三十四年	一、二四四、七七五
三十五年	一、八〇三、六二九
三十六年	四、八六四、九六二
三十七年	五、八九二、七一四
三十八年	四、六三八、三六五
三十九年	二、四四〇、四三四
四十年	二、七〇八、一〇六

は、外債の募集によりて一時を糊塗したるも、募債に重ぬるに募債

六、明治末年の米況<sup>14)</sup>

日露戰爭のため民間經濟力の實力以上の負擔をなしたる我財界

12) 農務彙纂第五十三、米に關する調査 141 頁 米界資料 121-124 頁  
 13) 拙著江戸幕府の米價調節 4 頁  
 14) 米界資料 125 頁以下 米價變動史 125 頁以下

を以てし之れかため通貨膨脹は益々甚しく米價は四十年に入りて奔騰又奔騰實に空前の高價を稱へ最高十七圓七十二錢(九)に及び、米作は三十八年の凶作後、三十九四十年に普通作を得たるも、需要に比し供給尙十分ならざるより、端境期に至るまで能く高値を唱へたるが十月以降は本年の豊作(四千九百萬石)と一般財界の變調とによりて漸く反動時代に入り、翌四十一年には更に五千九十三萬餘石の大豊作を見、事業荒廢財界萎縮せる折柄、新穀以降は急轉直下の勢を以て崩落せり。ついで四十二年又五千二百四十二萬石餘の豊收にして、遂に近年稀なる安値を見るに至り(最低十一圓四十八錢)。然るに四十三年八月關東三陸地方洪水あり、凶作の聲高く米價は又復奔騰して、十五圓臺に突進し(十月十五圓五十三錢)。米價問題は經濟社會を震撼するに至れり。かゝる中にも滿韓地方への發展臺灣の事業等々として進み、人口の増加あり、都市の發達ありて需要は之れかために激増し又一方には通信運輸機關の發達によりて農家は座ながら東京大阪の相場を知り九州の端より東京へ米を輸送するに一週間を要せざるに至り、且他方には特殊銀行信用組合等の發達により金融の便大に進みて時機を見て米を賣出すの知識と餘裕とを得、こゝに需給集散の狀況に一變化を來し、隨て需むれは隨て給するの有様となり、且産米改良等によりて米價は次第にその歩を進むるの時代となれり。即ち米價はこれ等の原因及び前年の不作(四千六百六十餘萬石)等により、四十四年三月に入りて十六圓臺となり最高二十圓一錢(九)に及へり。翌四十五年に於ては前年の豊收(五千七百七十餘萬石)



にもかゝらず最高二十三圓二十六錢(月七)に及び米價未曾有の騰貴をなし、世論囂々として調節策を提唱するに至れり。

七、四十四五年の調節策<sup>15)</sup>

明治の末年における米況は以上の如くなるが、この間に於て政府は四十四五年に於て米穀輸入税率低減、取引所における臺灣米の受渡代用其他の方法によりて米價を緩和せんとするに至れり。

米及穀の輸入税は明治三十七八年戰役の際非常特別税法施行の結果、明治三十八年七月以降従價一割五分を賦課することとなり、翌三十九年非常特別税は永久税となり、米及穀輸入税は十月より關稅定率法によりその税率每百斤六十四錢と定め、更に明治四十四年七月十七日より每百斤一圓に改められたるが、關稅定率法は、その第六條に於て凶作の場合に於て期間を指定し每百斤四十錢を限度として之を低減することを得る旨の規定存するを以て、每百斤一圓に引き上げたる七月の末二十八日、再び勅令を以て輸入税率を當日より同年九月三十日迄每百斤六十錢に低減し以て當時昂騰已むなかりし米價を緩和せんとし、更に同年八月には取引市場に干渉を加へ、東京大阪兵庫名古屋桑名高岡金澤等の米穀取引所に對し、八九兩限月の立會を停止し、ついで又先限より臺灣米の代用を許可することせり。其後米價は九月の二十圓一錢を最高として十六圓臺に下りたるも(十二月十六日)翌四十五年に入りて一月十八圓一錢となり再び昂騰の勢を呈し、世論囂しか

15) 明治米價調節沿革史 10-12頁 米價變動史 128頁以下、東洋經濟新報。近年に於ける米價調節事例、1頁 西垣學士、米穀輸入税が松嶋博士、米關稅の撤廢と内地の農業(地球一卷五號) 126頁以下、134頁、182頁 本邦米の價格に及ぼす影響(日本經濟新誌) 米界資料

しを以て五月二十七日、復、輸入税率を同年十月末日迄四十錢に低減し、又六月新甫より臺灣米の代用を許可し、十一月臺灣米の常時代用を許すに至れり。

この外、四十五年七月十日より二ヶ月間細民施米及び原價賣下米に對し鐵道運賃五割引を實行し民間に於ても或は外米試食會を開き、外米の賣出を行ひ、從來一般に存せし外米の食用を厭ふの風を去り、外米の消費によつて内地米價の騰貴を制するの一策に供せんとの試みも亦行はれたる所なりき。又政府は正米市場に於ける延取引を以て取引所法違反又は賭博の嫌疑ありとの名目の下に一時正米業者を檢舉せることもありき(五)。然れども此等の方法は救濟策若くは不正行爲の取締、又は民間各自の自制たるに止まり、所謂米價調節策を以て目すべからざるもの多きが如し。

凡そ外國米に輸入税を課するときは其の輸入米の價格が騰貴するのみならず、内地産の米價も亦その影響を受けて騰貴せざる可らず。故に單純なる理論より見れば米及び粃の輸入税輕減は、もとより時宜の策たるべきも、果してその目的の如く、これによりて多量の外米を招致し、以て米價に影響を與ふることを得たるや否や。之を數字に徴するに四十四年の外米輸入高は左に示すか如く輕減期間の八九兩月には却て著しく減少せり。蓋當時暹羅緬甸トンキン等一般に不作續にして、これ等外米の産地に於ても米價は甚しく騰貴し居たるのみならず、その輕減期間短かりしため十分なる輸入を見る能はざりしものなる可し。然るにも拘らず米價が十月以後下落したる所以は、同年豊作見込の確實なりしと、當時高値なりしたため、農家の出穀を急がしめたる結果なるべく、

輸入税輕減の效果を見るを得ざるは勿論なり。而も四十五年二月米實收報告は第二回豫想よりも百二十萬石の不足を示し、米價は再び蹶ね返したる次第なるが、四十五年の輸入税輕減期間に於ては、六月及び十月に著しき増加ありしのみにて(十月に多額の輸入を見たるは生産地の米價下落したるに由る)、その他の月には輕減期以前に比し必ずしも増加を見るを得ず、米價も亦必ずしも下落するに至らざりし也。思ふに關稅輕減の際、庫中に堆積せし外米は(四十五年五月二十日現在によれば保税倉庫に堆積せるもの九十二萬七千八百一十一擔あり)關稅の引下と共に市場に安價に提供せらるべしとの豫想なりしが如しと雖も、事實は之れに反して輸入商(外米の操縱は四五大商人の手中に掌握せらる)は利益防衛策を講じ、爾來外米の市價少しも低落せず、内地一般米價にも殆んど影響なかりしが如し。又他面に於て我國が平常殆ど輸入禁止に均き高稅を課するの結果として、外米生産者は我國を確實なる販路と看做さず、從て日本に對する準備なきを以て、急に關稅を低減して外米を呼ばんとするも、その結果は産地に對する需要の輻輳となり、生産者若くは輸入商がこの機會を利用して、それだけ高價に輸出するに止まり、内地消費者の蒙る恩惠は僅少に過ぎず。かくて外米高値の反動として商品不捌に終り、遂に生産地の米價を下落せしめ、内地消費者の利益となるまでには一定の期間の経過を要するものにして、短期間の輕減を以てしては到底之れを期する能はざる也。加之産地米況の如何によりては、かくの如き突然の需要に應ずるを得ずして高價なる外米の供給すら十分にこれを望むを得ざる場合あり、四十四年の例の如きこれなり、乃ち知る、輸入税輕減の米價調節策としての實效は頗る疑問なりしことを。

外米輸	四十四年	四十六圓	四十八圓	五十二圓	五十六圓	六十圓	六十四圓	六十八圓	七十二圓	七十六圓	八十圓	八十四圓	八十八圓	九十二圓	九十六圓	一百圓
入高	四十五年	四十六圓	四十八圓	五十二圓	五十六圓	六十圓	六十四圓	六十八圓	七十二圓	七十六圓	八十圓	八十四圓	八十八圓	九十二圓	九十六圓	一百圓
米價	四十四年	一圓・一五	一圓・二〇	一圓・二五	一圓・三〇	一圓・三五	一圓・四〇	一圓・四五	一圓・五〇	一圓・五五	一圓・六〇	一圓・六五	一圓・七〇	一圓・七五	一圓・八〇	一圓・八五
	四十五年	一圓・〇一	一圓・〇二	一圓・〇三	一圓・〇四	一圓・〇五	一圓・〇六	一圓・〇七	一圓・〇八	一圓・〇九	一圓・一〇	一圓・一一	一圓・一二	一圓・一三	一圓・一四	一圓・一五

次に臺灣米の代用が米價の調節に如何程の影響を與へたるやは明かならざる所なるが、殊にそれが常時代用を許すに及んでや、定期は臺灣米の相場を示し、正米は内地米の實價を示し、定期と正米との相場愈々間隔を大にしたるか如き感なきにあらず、これによりて正米相場を左右するの實效ありしや否やは疑問といはざる可らず。又米穀取引所に對する立會停止等の干涉政策も、賣買の不穩に陥りたる際一時相場の激變を防ぎ又は不正行爲を取締るの效はありしならんむも、定期米相場と正米相場との密接ならず、實米を擁する地方農家が取引市場を利用せざる實狀に徴すればこれによりて米價調節の效ありしや否やは、これ亦頗る疑問といはざる可らず。

要するに四十四年には關稅低減、立會停止、臺灣米代用の諸方法を行ひて效なく、翌四十五年には前年の無效に鑑みて更に長期間の關稅低減其他の方法を探りしも、亦同様效果を收むる能はざりし也。而して大正元年の秋收五千萬石を以てして年末尙約二十二圓の高價を保てる如き異例の米價を現出し、依然騰貴の勢を續けて大正二年に入れり。蓋大勢の然らしむる所、元より姑息微温的なる人爲策を以てよく米價の調節をなし得べきにあらざる也。